

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第1号

令和6年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月8日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和6年2月15日（木） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和6年2月15日

○現在議員12名で次のとおり

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

令和6年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和6年2月15日（木曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第3号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 一般質問
10. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員（1名）

9番	今	井	定	男
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	田	中	綾	子	
消 防 長	須	藤	和	義	
次 長	上	田	敏	広	
参 事	平	山	雅	己	
総 務 課 長	柏	崎		哲	
予 防 課 長	戸	村	孝	伸	
査 察 調 査 課 長	池	田	好	充	
警 防 課 長	前	橋	幸	雄	
救 急 課 長	白	鳥	良	男	
指 揮 指 令 課 長	成	毛		弘	
佐 倉 消 防 署 長	鈴	木	宏	司	
志 津 消 防 署 長	五	十	嵐	秀	樹

八街消防署長	加藤	晋
酒々井消防署長	和田	光功

○議会事務局出席職員氏名

書記長	岡野	好伸
書記	阿部	誠
書記	樋田	一也
書記	宇田川	忠彦

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において、議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、令和6年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

(消防長 須藤和義 登壇)

○消防長（須藤和義） 消防長の須藤和義でございます。お許しをいただきまして、令和5年中の災害活動状況につきまして、報告をさせていただきます。はじめに、火災の概要についてでございますが、配付させて頂いております行政報告資料1ページをお開きください。消防組合管内の総出火件数は、109件で前年と比較して12件の増加となっております。昨年中に発生した建物火災は、45件であり、全体に占める割合は41.3%であることから、引き続き住宅用火災警報器の設置促進を含めた住宅防火対策の強化にも取り組んでまいります。続いて、2ページ上段の第2表をご覧ください。構成市町別出火件数は、佐倉市が64件で3件の増加、八街市が34件で6件の増加、酒々井町が11件で3件の増加となっております。構成市町における火災種別ごとの出火件数は、第2-1表から第2-3表のとおりとなっております。続いて、火災による死傷者の発生状況でございますが、5ページの第7表をご覧ください。死者は、組合管内において、佐倉市で4人、八街市で1人発生しており、前年と比較して4人の増加となっております。負傷者は、組合管内において、11人発生しており、佐倉市が4人、八街市が6人で、酒々井町が1人で、前年と比較して4人の増加となっております。6ページへお進みください。中段7出火原因であります。放火、放火の疑いが最も多く25件で、次いでたき火が22件となっております。引き続き放火火災防止対策を含め、火災予防に取り組んでまいります。

続きまして、救急業務の実施状況についてでございますが8ページへお進みください。救急出動件数につきましては、1万6,190件で、前年と比較すると1,010件、6.7%の増加となり、2年連続で最多を更新する出動件数となりました。構成市町別では、佐倉市が1万548件で、695件の増加、八街市が4,465件で、260件の増加、酒々井町が1,177件で、55件の増加となっております。また、搬送人員は、1万3,424

人となり、こちらもこれまでで最多となっております。なお、構成市町別救急活動状況は、9ページに掲載をしております。救急需要については、今後も新たな感染症の出現や高齢人口の増加等の要因により、増加することが予想され、救急業務の充実強化とあわせ、引き続き救急自動車の適正利用について、あらゆる機会を活用して広報してまいります。続きまして、13ページへお進みください。昨年中の新型コロナウイルス感染症陽性者の救急出動状況でございますが、出動件数は596件、搬送人員は464人となっており、千葉県との新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定に基づく搬送は77件ございました。

続きまして、救助業務の実施状況ですが、14ページをお開きください。昨年の出動件数は、198件で、前年と比較し24件の増加でございました。15ページをお開きください。事故種別では、建物等による事故が87件で、最も多く次いで交通事故の37件となっております。

続きまして、16ページへお進みください。各種災害活動の概要ですが、救急支援出動は、1,948件であり、前年と比較すると274件、16.4%の増加となっております。17ページをご覧ください。緊急確認出動が348件、危険排除出動が90件、18ページの風水害出動が11件であり、構成市町別の出動件数につきましては、各表のとおりとなっております。

続いて19ページへお進みください。災害受信状況でございますが、ちば消防共同指令センターにおける災害受信、指令の状況について、消防組合管内の災害による119番通報を含めた受信は、2万521件であり、そのうち救急が最も多く1万3,564件でありました。続いて22ページへお進みください。ちば消防共同指令センターで災害通報を受信し、通報内容に応じて消防組合へ出動のため指令を送出した件数は、火災が222件、救急が1万4,388件、救助が230件、その他が3,037件であり、災害種別ごとの指令状況は22、23ページの各表に記載のとおりとなっております。続いて24ページへお進みください。隣接市町等の応援受援出動状況ですが、災害発生消防本部に出動可能な消防隊又は救急隊がゼロ隊となった場合は、隣接する消防本部から最も早く到着できる消防隊等を選別し出動いたします。更に、傷病者の救命に不可欠であると判断される救急事案については、管轄する市町村等の区域にかかわらず、最も早く到着できる救急隊を選別し出動いたします。続いて25ページにお進みください。令和5年中における当消防組合救急隊の他市への応援出動は232件で、その内出動可能な救急隊が無い場合のゼロ隊事案は159件、救命に不可欠であると判断される救命事案は73件となっております。消防本部別の推移について、第1表に記載のとおりです。続いて26ページにお進みください。他市からの受援出動は97件で、ゼロ隊事案52件、救命事案45件となっております。構成市町別では、佐倉市に62件、八街市に28件、酒々井町に7件となっており、詳細は26、27ページの各表に記載のとおりとなっております。

以上で、令和5年中の災害活動状況について行政報告を終わります。

最後に本年1月1日に発生し、甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震における消防機関の活動についてでございますが、発生直後から石川県内消防本部、近県応援消防本部のほか、消防庁長官の出動の求め及び指示により、緊急消防援助隊が出動し、珠洲市、輪島市など特に被害が大きかった地域で現在も活動継続しております。これまで石川県内において、延べ19の都道府県大隊と25の府県、政

令指定都市、東京消防庁の航空小隊が活動しており、2月13日現在で、救助人員は293人、搬送人員は1,546人に上っております。

お手元に令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況第68報を配付しておりますので、詳細はこちらでご確認ください。なお、今回、千葉県大隊への出動の求め及び指示はなく、当消防組合登録隊の出動はございません。緊急消防援助隊につきましては、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に発足し、消防組織法にて法制化され、当消防組合は令和5年4月1日現在24隊、隊員98人を登録しており、これまで平成23年東日本大震災での宮城県、福島県、また、平成27年関東・東北豪雨での茨城県へ出動実績がございます。

今後も、発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模災害時の出動に備えるとともに、首都直下地震等で当消防組合管内において被害が発生した場合の市民、町民の安心安全のため、緊急消防援助隊などの応援部隊の受け入れ態勢を万全とするよう努めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号11番、岡野義広議員、議席番号12番、齊藤一郎議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○管理者（西田三十五） 本日、ここに令和6年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心から感謝を申し上げます。

それでは、只今から本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例に規定する手数料の額の一部を改正しようとするものでございます。

議案第2号 令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,434万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,990万2,000円とするものです。歳入の内容として、財産収入及び繰入金を増額、組合債を減額し、歳出の内容としては、総務費を増額、消防費を減額するものでございます。

議案第3号 令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,389万8,000円とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度と比較して、6億4,551万1,000円の増、率にして14.1%の増でございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 上田敏広 登壇）

○次長（上田敏広） 消防本部次長の上田敏広でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案を1枚めくって頂き、1、改正要旨でございますが、総務省が所管する地方分権推進計画により、原則3年ごとに見直しが行われ、事務費、物件費等、現行の手数料の額との差が、大きくなっている標準額について、国、地方の統一を図るため、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、当消防組合手数料条例に規定する手数料の額の一部も改正するものでございます。2、改正内容につきましては、浮屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に対する手数料の額の一部を引き上げるものでございます。なお、令和6年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。補正予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,434万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,990万2,000円といたそうとするものでございます。第2条の地方債の補正は、3ページをご覧ください。第2表地方債補正は、上段の消防車両等整備事業は、消防車両3台、消防救急デジタル無線機更新事業、下段の消防庁舎整備事業は、佐倉

消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事に係る設計業務委託で、いずれも事業費確定に伴う組合債の減額でございます。次に歳入歳出補正額の内訳につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。2、歳入、5款1項1目、利子及び配当金の補正額2,000円は、財政調整基金預金利子でございます。5款2項1目物品売払収入、補正額50万7,000円は、消防車両3台分の売払いに伴う収入でございます。7款1項1目財政調整基金繰入金、補正額2,434万2,000円は、歳出予算の一般財源分を財政調整基金から充当するものでございます。10款1項1目組合債の補正額4,920万円の減額は、消防車両3台、消防救急デジタル無線機更新事業及び佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事に係る設計業務委託の事業費確定による組合債の減額でございます。以上、歳入合計、補正前の額45億8,425万1,000円、補正額2,434万9,000円の減額、補正後の額といたしまして、45億5,990万2,000円でございます。次に9ページに進んでいただき、3、歳出についてでございます。2款1項1目一般管理費、補正額2,000円は、財政調整基金預金利子を積み立てるものでございます。3款1項1目常備消防費、補正額2,380万1,000円の減額は、2節給料、3節職員手当等の給与改定等に伴う増額、4節共済費は、千葉県市町村職員共済組合負担金の率の改正に伴う減額、17節備品購入費は、消防車両3台及び消防救急デジタル無線機更新事業の事業費確定に伴う減額でございます。3款1項2目庁舎建設費、補正額55万円の減額は、佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修に係る設計業務委託の事業費確定に伴う減額でございます。

以上、歳出合計、補正前の額45億8,425万1,000円、補正額2,434万9,000円の減額、補正後の額45億5,990万2,000円でございます。10ページ以降、給与費明細書、債務負担行為及び地方債調書を記載させて頂きましたが説明は省略させていただきます。以上で議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号 令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計予算についてでございます。予算書1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億1,389万8,000円といたそうとするものでございます。第2条の地方債につきましては、4ページをご覧ください。第2表地方債、消防車両等整備事業といたしまして、限度額で2億7,380万円、消防庁舎整備事業といたしまして、限度額2億5,430万円でございます。地方債の内容につきましては、事項別明細書、歳入中、10款組合債でご説明をさせていただきます。次に、歳入歳出予算額の内容につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。始めに、2、歳入といたしまして、1款1項1目常備消防費分担金、本年度予算額42億9,233万9,000円で前年度と比較して、3億2,062万円の増で、構成市町負担金でございます。なお、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。1款1項2目長期債償還分担金は、本年度予算額3億5,009万9,000円で前年度と比較して、2,394万6,000円の減で、組合債償還に伴う構成市町分担金です。なお、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。2款1項1目手数料につきましては、本年度予算額200万円で前年度と同額で、内容は危険物申請手数料等でございます。3款1項1目国庫補助金、本年度予算額1,687万5,000円で、前年度と比較して、205万7,000円の増でございます。内容は、酒々井消防署配置の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新事業でございます。8ページに進んでいただき、5款2項1目物品売払収入、本年度予算額60万5,000円で前年度と比較して、39万5,000円の減で、内容は令和5年度更新車

両の消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車1台の売払い収入でございます。7款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額1,000万円で前年度と比較し、3,000万円の減でございます。9ページに進んでいただき、9款2項1目雑入は、本年度予算額1,300万円で、前年度と比較して500万円の増で、内容は、説明欄に記載のとおりですが、千葉県派遣職員負担金は、千葉県消防学校へ派遣するもので、当該事業が新規となり増となっております。10款1項1目組合債、本年度予算額5億2,810万円で前年度と比較し3億7,130万円の増でございます。内容は、消防車両等整備事業といたしまして、消防車両3台、消防救急デジタル無線機更新事業、千葉県防災行政無線再整備工事負担金、ちば消防共同指令センター全体更新負担金でございます。消防庁舎整備事業といたしまして、佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事でございます。10ページに進んでいただき、3、歳出でございますが、1款1項1目議会費につきましては、本年度予算額170万2,000円で前年度と比較し、64万8,000円の増でございます。内容は、組合の議会運営に要する経費でございます。2款総務費1項1目一般管理費、本年度予算額500万3,000円で前年度と比較して、256万5,000円の増で、組合運営に要する経費でございます。2款総務費2項1目監査委員費、本年度予算額12万1,000円で前年度と比較して7,000円の増で、組合の監査事務に要する経費でございます。3款1項1目常備消防費及び2目庁舎建設費につきましては、別冊の令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算案資料によりご説明をさせていただきます。予算案資料の3ページをご覧ください。2、歳出、予算性質別状況の右欄の常備消防費欄をご覧ください。職員の給料、手当及び共済費等の人件費で、本年度予算額39億1,276万5,000円、構成費85.1%、前年度と比較し2億9,974万2,000円、8.3%の増でございます。増の主な理由は、給与改定、期末手当及び勤勉手当の率の変更に伴う増でございます。次に物件費は本年度予算額、3億4,536万3,000円、構成費7.5%、前年度と比較し2,989万3,000円、8%の減でございます。次に庁舎修繕等の維持補修費につきましては、本年度予算額1,310万円、構成費0.3%、前年度と比較して、250万円、23.6%の増でございます。増の主な理由は、各消防署所敷地内に設置してある消火栓の維持補修費の増でございます。次に、補助費は、本年度予算額1億8,957万4,000円、構成費4.1%、前年度と比較し1億956万3,000円の増でございます。増の主な理由は、ちば消防共同指令センター全体更新負担金に伴うものでございます。なお、当該事業につきましては、令和5年度から令和8年度までの債務負担行為事業でございます。次に、普通建設事業費は、1億3,899万6,000円、構成費3%、前年度と比較し4,455万円、47.2%の増でございます。増の主な理由といたしましては、消防車両購入事業ですが、消防車両3台更新に伴う増でございます。以上、常備消防費、本年度予算額45億9,979万8,000円で、前年度と比較し4億2,646万2,000円、10.3%の増でございます。

次に常備消防費の令和6年度の主な事業につきまして、5ページをご覧ください。

5、主要事業の概要(1)常備消防費の主な事業は、始めに普通建設事業費関係で、平成21年12月に整備しました酒々井消防署配置の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台の更新で、事業費は9,350万円でございます。次に平成27年12月に整備しました佐倉消防署神門出張所配置の高規格救急自動車1台の更新で、事業費は3,866万5,000円でございます。次に、平成10年9月に整備しました八街消防署八街南部出張所の先行車1台の更新で、事業費は683万1,000円でございます。次に、物件費関係で、平成24

年に整備いたしました消防救急デジタル無線機一式の更新で、事業費は4,502万9,000円でございます。次に、補助費関係の入校及び研修負担金は、消防大学校、千葉県消防学校等の入校経費で、61人、1,251万8,000円でございます。6ページに進んでいただきまして、(2)庁舎建設費の予算額2億5,517万5,000円で、佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修工事管理業務委託及び大規模改修工事で、庁舎の竣工から30年を迎え、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、庁舎の老朽に伴う安全性、耐久性の向上を見据えた改修工事を行うもので、主な工事概要は、屋上防水、外壁改修、照明器具のLED化、空調設備の冷温水発生器から電気ヒートポンプ式への変更、監視カメラの増設、発電設備の更新、衛生器具更新等の改修でございます。

以上が令和6年度の主な事業でございます。その他、予算書中に給与費明細書、債務負担行為及び地方債調書、予算案資料に長期債償還内訳を記載させていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本会議に付議されました案件は、終了いたしました。

◎一般質問

○議長(櫻井道明) 日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、押木孝和議員の質問を許します。

押木孝和議員。

(議席番号2番 押木孝和 登壇)

○2番(押木孝和) 議席番号2番、押木孝和です。はじめに、元旦に発生いたしました、能登半島地震でお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されましたすべての方々にお見舞い申し上げますと共に、1日も早い、復旧復興をご祈念申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。能登半島地震を受け、大規模災害発生時の危機管理対策と合わせ災害対応力の充実強化が急務であると考え、3点にわたり質問をさせていただきます。

消防組合管内においても地震や台風、大雨などの自然災害による影響を過去何度も受けており、住民の安心安全のため、今回の地震を教訓に、より迅速かつ効果的な災害対策を講じていく必要があると考えております。

そこで、1点目として、大規模災害発生時における各機関との連携・協力体制について伺います。災害発生時、指揮体制を拡充し災害の被害を最小限に抑え、住民の生命・身体・財産を守り、また、消防職員の安全を確保するために消防組合は自治体や関連機関との応援協定や連携体制について、現在どのような取り組みが行われておりますでしょうか。また、その協力体制を一層強化するための具体的な考えについて伺います。

2点目として、市民の救急救命意識等の向上に向けた各種講習会の開催状況について伺います。講習会は、市民が災害や事故に遭遇した際に的確な対応ができるようにするため、非常に重要な役割を果たしていくと考えます。そこで、市民の安全と救急救命意識等の向上に向け、消防組合が積極的に取り組んできました救急救命講習について、今年度の各種講習会の実施状況及び申込状況等について伺います。

3点目として、消防力の整備指針において、長年にわたり志津地区市街地が基準を満たしていない状況が確認されておりますが、大規模災害発生時を考えると早急な対応が望まれると考えます。そこで志津地区の消防力の充実強化についてお伺いします。以前より消防組合議会や佐倉市議会にて、中長期的課題として消防力の整備指針における質問が出されており、西志津スポーツ等多目的施設用地内に消防署用地を確保しながら、長年にわたり志津地区市街地が基準を満たしていない状況である旨の指摘がされております。令和4年10月消防組合議会では、消防長より「志津地区市街地において1署所の基準を満たしていない状況が続いております。このことから志津地区市街地の消防力を総合的に検討する必要がある。」とご答弁されております。また、「佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画において、今後の人口推移を注視しつつ、構成市町と協議しながら署所の設置の有無についても検討する。」旨のご答弁もいただいております。その後、ご検討いただいている設置についての進捗状況等をお伺いいたします。また、短期的課題として、志津消防署の老朽化対策及び勤務環境整備についても過去、議会において何回か質問がなされております。消防長は、「志津消防署の整備時期が志津中継ポンプ場の耐震補強工事の予定時期と重複することが想定されますので、佐倉市に確認しながら今後の整備に遅れが生じることが無いよう協議してまいります。」とご答弁されています。志津消防署の建替え整備についての計画の進捗状況も合わせて伺います。以降の質問は、自席にて行います。

○議長（櫻井道明） 警防課長。

（警防課長 前橋幸雄 登壇）

○警防課長（前橋幸雄） 警防課長の前橋幸雄でございます。

押木孝和議員のご質問にございました、1点目の大規模災害発生時における各機関との連携・協力体制についてお答えいたします。

自治体との連携としましては、消防組織法に基づく各要綱、消防組合の緊急消防援助隊等受援計画をはじめとし、消防計画に基づいた地震対策特別計画、風水害警防計画など、各災害における計画等において、

構成市町の災害対策本部へ連絡員を派遣し、初動時における情報収集体制と消防組合警防本部との連携体制の強化を図ることとしています。あわせて千葉県調整本部についても連絡員を派遣し、調整本部との連携のほか、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整を行うこととしています。また、消防機関相互の連携体制として、千葉県広域消防相互応援協定のほか、成田国際空港消防相互応援協定、東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定など、主要施設の管轄、近隣消防本部間で協定を締結し対応しており、民間事業者との連携体制については、鉄道災害による大規模、多数傷病者発生事故への対応として、鉄道軌道事業者と千葉県、県内消防本部において、鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定を締結しております。取組みとして、消防組織法に基づく各要綱、計画により、定期的な合同訓練に参加するなど、それぞれの災害を想定した各機関の連携活動能力の向上を図っているところです。今後は協力体制を一層強化するため、継続的に訓練、各種会議における関係機関との情報交換を行い、令和6年能登半島地震での緊急消防援助隊の活動や被災地消防本部の対応を踏まえて、消防組合の計画等の見直しを検討してまいります。

○議長（櫻井道明） 救急課長。

（救急課長 白鳥良男 登壇）

○救急課長（白鳥良男） 救急課長の白鳥良男でございます。押木孝和議員のご質問にございました、2点目の市民の救急救命意識等の向上にむけた各種講習会の開催状況についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、応急手当普及に関する講習会については、住民が災害や事故に遭遇した際に的確な対応ができるようにするために非常に重要な役割を果たしていくものでございます。住民を対象とする講習会として、消防組合の応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱に基づいた上級救命講習、普通救命講習のほか、住民のニーズに合わせた応急手当の講習会を実施しております。今年度は、毎月1回開催の定期普通救命講習のほか、各消防署において消防団員をはじめ、各種団体に対する普通救命講習を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大により、開催を中止しておりました上級救命講習を3年ぶりに開催し、20名の募集に多くの住民から申込みがございました。今後も住民の安全と防災意識等の向上に向け、応急手当普及推進のため積極的な講習会の実施と資器材の整備を図ってまいります。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 須藤和義 登壇）

○消防長（須藤和義） 消防長の須藤和義でございます。押木孝和議員のご質問にございました3点目の消防力の整備指針における志津地区の消防力の充実強化についてお答えいたします。まず、消防力の整備指針に基づく中長期的課題としまして、消防組合の消防施設は、組管内の4つの市街地を中心として消防署所を設置しておりますが、算定において、志津地区市街地において基準を満たしていない状況です。次に、消防署所は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐え得るよう整備するとされており、消防組合の庁舎はすべて耐震基準を満たしているものの、佐倉消防署角来出張所及び酒々井消防署がそれぞれの構成市町

防災ハザードマップにおいて浸水のリスクがある状況です。こうした消防力の整備指針に係る課題や現状を踏まえ、あわせて、消防組合管内の消防力を総合的に精査し、今後の人口推移を注視しつつ、消防力の充実強化のため、効果的な署所の配置と再編について、構成市町と協議しながら検討してまいります。また、短期的課題としての志津消防署の老朽化対策及び勤務環境整備については、喫緊の課題との認識でございます。隣接施設の工事等の影響を含め、個室仮眠室、女性職員施設、救急消毒室の整備のほか、指揮隊の配置の検討など、消防力の充実強化のためには、現所在地での建替えが困難になることも予想され、志津地区内での移転も視野に消防施設用地の確保及び庁舎建設について、佐倉市へ要望書を提出したところでございます。引続き整備に遅れが生じることが無いよう協議を継続してまいります。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） ありがとうございます。警防課長より、1点目の消防組合と各自治体や関係機関との連携協力体制について連絡員の派遣や情報収集、連携体制の強化等力強いご答弁を頂きました。各自治体や関係機関の連携協力体制については、災害発生時の迅速かつ効果的な対応を可能にし、被災者の救援と復興に向けた取り組みを最大限に支援することになると考えます。また、訓練では異なる組織間での連携を確認し、効果的な協力体制を構築することが大切ですので、今後ともよろしく願いいたします。

2点目の各種講習会の開催につきましては、今後も住民の安全と防災意識等の向上に向け、応急手当普及推進のため積極的な講習会の実施と資器材の整備を図っていく旨のご答弁が救急課長よりありましたが、募集に対して申込者数の多い救命講習会は、なかなか予約が取れない等の意見をよく聞きます。私もコロナ禍ではありましたが、防災士の試験を受けた際、普通救命講習の修了証が必要とのことで、市内の消防署に申し込もうとしても他市では開催されていたのですが、佐倉市では開催されておらず、ようやく開催されると聞いて、申し込もうとしたら、あっという間に定員になってしまい講習が受けられず、本当に困った経験があります。消防組合として住民の意識向上のため、せっかく申込みがあるのを断らないよう定員を増やすか開催数を増やすなど、さらなる充実や改善策が必要と考えますが、今後の取り組みについて伺いいたします。

3点目の志津消防署の建替えについては、引続き整備に遅れが生じることが無いよう協議を継続していく旨、消防長よりご答弁がありましたが、令和4年11月の佐倉市議会定例会でも、志津中継ポンプ場の工事時期と重複することにより、建替え整備に遅れが生じないかとの疑念に対して、危機管理部長と上下水道部長の双方から消防署の整備工事に支障や影響が生じないよう協議調整するとのことでしたが、ご答弁では、隣接施設の工事等の影響を含め消防力の充実強化のためには、現所在地での建替えが困難になることも予想され、志津地区内での移転も視野に消防施設用地の確保及び庁舎建設について、佐倉市へ要望書を提出したとありましたが、佐倉市との協議後のことになるとは思います。喫緊の課題との認識があると言われてから数年経っております。最終的にはどのような計画で、何年先の建替えを考えているのか伺います。

○議長（櫻井道明） 救急課長。

（救急課長 白鳥良男 登壇）

○救急課長（白鳥良男） 各種講習会の開催につきましてお答えします。対面での救命講習等は指導員と受講者の距離や心肺蘇生法など応急手当の内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、慎重に判断し、昨年まで開催を見合わせていた時期がございました。現在は再開しているところですが、講習会に使用する教育資器材の保有数から、一回の開催定員に限りがあるのが現状でございます。このことから、消防組合消防力整備実施計画において、令和6年度から4か年で応急手当普及啓発活動資器材購入事業を行うこととしており、講習会で使用する訓練用資器材を計画的に整備し、講習会での定員拡大と受講を希望される方への要望に応えるため、また、住民の救命救急に対する意識等の向上に向け、積極的な開催を検討してまいります。

○議長（櫻井道明） 管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○管理者（西田三十五） 志津消防署の建替えについてお答えします。志津消防署の建替えについては、用地の確保ができ次第、計画的に進めてまいります。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） ありがとうございます。講習会の開催については、ご答弁にありましたように定員拡大と受講を希望される方への要望に応えるため、また、住民の救命救急に対する意識等の向上に向け、積極的な開催のご検討を宜しくお願いいたします。喫緊の課題である志津消防署の建替え整備については、具体的な答弁はございませんでしたが、計画的に進めて頂きたいと思います。また、新しい用地の確保も考えているとのことなので大規模災害発生時を想定して、ドクターヘリの発着場や消防の総合訓練場を備える等、地域の防災拠点となる消防署施設の整備について検討をいただくよう強く望みます。大規模災害発生時に関係機関と迅速かつ効果的な協力体制を確立することは、住民の安全・安心を確保するためには不可欠です。これまでの災害経験から得られた教訓を活かし、他の地域や国・県との情報交換やノウハウの共有を通じて、住民の生命、身体及び財産を守り、消防職員の安全を確保するとともに災害対応能力を向上させるための努力を今後ともよろしくお願いいたしまして、質問を終ります。ありがとうございました。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号2番押木孝和議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和6年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時30分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 岡 野 義 広

署名議員 齊 藤 一 郎